

# 韓国光復軍の「インド・ビルマ戦区工作隊」派遣

加納敦子

(筑波大学大学院)

はじめに

本論文は、中華民国重慶国民政府（以下、中国国民政府と略す）と、中国国民政府のもとで活動していた朝鮮独立運動家たちを研究対象とする。そして、英国軍からインドおよびビルマへの派遣要請を受けた朝鮮独立運動家たちが、中国国民政府の関与を経たのちに、韓国光復軍の「印緬戦区工作隊」として派遣されるまでの経緯を明らかにする。

韓国光復軍は、1940年9月に中国国民政府の支援のもとに成立した大韓民国臨時政府の軍隊である。光復軍の活動は、戦後の韓国において民族独立運動としての意義を評価されてきた。たとえば、秋憲樹は、「光復軍の活動」は「可視的な結果からその功績が評価されること以前に、韓民族の精神的な角度から、すなわち、臨時政府と光復軍が備えていた主体的な使命感と、自主精神に立脚した崇高な民族的精神姿勢が、高く指摘、評価されなければならない」（秋憲樹 1975: 34）と主張している。

光復軍の業績の中でも注目されるのは、英国軍とともに対日戦争に参加し、インドやビルマまで遠征したことである。韓国国内においては、この一隊は、光復軍の中でもとくに「印緬戦区工作隊」あるいは「派印連絡隊」、「インド工作隊」、「韓籍服務団」などと呼ばれている（以下、本稿ではもっとも一般的な「印緬戦区工作隊」を用いる<sup>(1)</sup>。「一部光復軍はビルマ・インドまで派遣され、参戦し、英国軍との連合作戦を遂行した」（李炫熙 1982: 168）という記述に見られるように、これまで「印緬戦区工作隊」は光復軍の活動の一部として、英国軍と協力して参戦したと論じられてきた<sup>(2)</sup>。

「印緬戦区工作隊」については、韓国国内にお

いてはすでに多くの研究蓄積がある。代表的なものをあげれば、李鉉淙（1975）、金光載（2002）、パク・ミニョン（2009）などがある。また、光復軍全体を扱った論文でも、「印緬戦区工作隊」は光復軍の主要な業績として研究されてきた。たとえば、秋憲樹（1975）、李延復（1989）、韓詩俊（1993）、キム・クァンジュ（2007）、などがある。なお、管見の限りでは、日本では「印緬戦区工作隊」に関する研究はほとんど見当たらない。

これらの先行研究を俯瞰していえることは、「印緬戦区工作隊」が大韓民国臨時政府および光復軍の業績の一つとして、民族独立運動としての意義を中心に論じられてきたということである。たとえば、「印緬戦区工作隊」は少人数ではあるが、「光復軍が連合軍と合作し直接対日戦争に参戦したという歴史的意味をもつ」（韓詩俊 1993: 271）という主張がある。

「印緬戦区工作隊」の派遣の意義および重要性については、先行研究のなかで取り上げられているが、これまでの議論では特に以下の三点について検証が不十分と思われる。

第一に、光復軍は、中国国民政府の承諾を得ずに隊員を派遣させることができなかった点である。光復軍の指揮権は、1941年11月から中国国民政府が掌握していた（鐸木 1989）。そのため、光復軍が隊員を派遣する際には、中国国民政府の許可が必要であった。また、光復軍は中国国内において活動しているため、国外に遠征する際には、中国国民政府から旅券を発給してもらう必要があった。第二に、中国国民政府は光復軍を名目上成立させただけで、本格的に活動させていなかった点である。胡春恵によれば、中国国民政府が光復軍の活動を実際に検討し始めたのは1945年以降のことである。それまで光復軍は通常、一部の隊員

が前線に派遣されて戦地勤務を担当するほかに、特別な任務はなかった（胡春恵 1976: 170-171）<sup>(3)</sup>。「印緬戦区工作隊」が派遣された1943年当時は、光復軍は本格的な活動を検討されていなかったのである。この二点を踏まえると、「印緬戦区工作隊」の派遣をめぐる交渉に関しては、朝鮮独立運動家の活動だけでなく、中国国民政府の関与についても論じる必要があると考えられる。

第三に、先行研究では、工作隊の派遣計画書が光復軍ではなく英国軍と朝鮮民族革命党の金若山との間で作成されていることについて、分析されていない点である。光復軍は朝鮮民族革命党が組織した軍隊ではない。韓国独立党の金九が朝鮮民族革命党に対抗して組織したのであった。そのため、光復軍から派遣された「印緬戦区工作隊」の派遣計画が、光復軍ではなく朝鮮民族革命党によって作成されていることに対しては、その理由が説明されなければならない。

この点に関して注目すべきは、韓国独立党と朝鮮民族革命党の派閥対立の存在である。中国における朝鮮独立運動全体については、思想及び革命方法の異なる複数党が存在し、互いに抗争を繰り返していたことが、すでに明らかになっている（徐大肅 1970; 胡春恵 1976）。そして国民政府が支援した民族主義系の朝鮮独立運動に限定してみても、朝鮮民族革命党と韓国独立党の二つの党が日常的に抗争していた。数回にわたる統一の試みにもかかわらず、派閥対立は解消されず、国民政府は朝鮮民族革命党と韓国独立党の二つの党を支援していたのである（鐸木 1989）。ゆえに、「印緬戦区工作隊」を論じる際においても、中国国民政府と韓国独立党および朝鮮民族革命党との関係について考慮する必要がある。

これらを踏まえ本稿では、朝鮮民族革命党と韓国独立党の対立にも言及しつつ、光復軍の「印緬戦区工作隊」の派遣について、光復軍を援助及び統括してきた中国国民政府との関係から改めてとらえ直すことを試みる。以上の観点から、本論文では中国国民政府の史料を中心に、「印緬戦区工作隊」派遣をめぐる行なわれた交渉過程を明らかにする。

## 1. 中国国民政府と朝鮮義勇隊および韓国光復軍との関係

1937年7月、盧溝橋事件を機に開始した日中戦争の激化に伴い、1938年には中国国民政府は首都を重慶に移転した。中国国民政府の援助のもとで中国国内において朝鮮独立運動を展開していた韓国独立党、朝鮮民族革命党の二派を中心とする朝鮮独立運動家たちも、中国国民政府と共に重慶へと移動した<sup>(4)</sup>。韓国独立党は、大韓民国臨時政府の流れを汲む金九率いる民族主義右派の党である一方、朝鮮民族革命党は、金若山（金元鳳）率いる、より強力な民族主義左派の党であり、両党は互いに対立していた<sup>(5)</sup>。重慶には、中国国民政府の支援を受け、この二派を中心とする韓国独立運動家とその家族たち300人程度が滞在していた。

重慶でも、両党の対立は続いていた。「印緬戦区工作隊」の副隊長である文応国の証言によれば、臨時政府は重慶で揚子江と嘉陵江が交差するところの頂点に位置した。そして、揚子江の一方の側には韓国独立党を中心とした臨時政府の要人たちが、河を挟んで反対側には朝鮮民族革命党に関係する者たちが暮らし、揚子江を隔てて両党は互いに昼夜反目していたという（資料調査室編 1986: 106-107）。中国国民政府が金九と金若山の双方を支援し、援助金を渡していたことが、両党の対立をより熾烈にした<sup>(6)</sup>。

光復軍は1940年9月、中国国民政府の許可を経て、韓国独立党を中心として組織された。光復軍は、これより2年早い1938年に朝鮮民族革命党が組織した朝鮮義勇隊に対抗して、金九をはじめとする臨時政府側が組織したのである<sup>(7)</sup>。朝鮮義勇隊が先に活動していたために、光復軍は、総司令部が成立したのみであり、実際には活動の機会ほとんど与えられなかった。両党の組織が光復軍に統合されたのは、1942年5月のことであり、朝鮮義勇隊の大部分が北上して中国共産党八路軍の支配下に去っていったために、残りの義勇隊員が光復軍第一支隊に編入される形で光復軍に入った<sup>(8)</sup>。

光復軍は、中国国民政府軍事委員会に属した。

光復軍の指揮権は、光復軍九箇準繩によって1941年11月から軍事委員会に移行したという(鐸木 1989: 325)。だが、光復軍は1940年9月の成立式典の後、諸手続きが延期された。正式な成立が許可されたのは1941年11月になってからであり(中央研究院近代史研究所編 1988: 407)、光復軍九箇準繩はそのときに発行されたものと思われる。また、光復軍の指揮権はその後、ヤルタ会談後に臨時政府に返されたが、「中韓両国当局の同意を得て、各国が臨時政府を承認するまでは暫時的に軍事委員会が指揮」をとった(黄紹美 1945)。つまり、光復軍の指揮権は事実上、一貫して中国国民政府のもとにあったのである。

## 2. 「印緬戦区工作隊」以前の派遣交渉

最初に南洋での宣伝工作を企図したのは、光復軍ではなく朝鮮民族革命党の朝鮮義勇隊であった。1941年5月、中国国民政府軍事委員会政治部に所属していた朝鮮義勇隊は、金若山の名前で中国国民政府外交部宛に隊員の南洋派遣計画を送った。朝鮮義勇隊は、以前から中国軍とともに前線にて宣伝工作を行ない、人員の招募活動も行っていた。内容は、同隊の指導委員兼編集通信長の韓志成<sup>9)</sup>を香港、フィリピン、シンガポール、ビルマへ派遣し、「同隊の工作状況、朝鮮の国情、日本統治下の実情」の宣伝紹介を通して「南洋各民族の反日運動の強化と東方被圧迫民族の団結と抗日を促進する」ことに対する協力の要請であった(国史編纂委員会編 2006: 17-20)。南洋各地には朝鮮人居留民が多く居住していたために、招募活動に適していると判断したと思われる。

中国国民政府軍事委員会政治部は、計画が当時の中国国民政府の抗戦国策とも合致するとしてこの件を了承した(国史編纂委員会編 2006: 24-25)。そして6月27日には、外交部から駐香港代表および各総領事館へ協調指導要請の手紙が通達される段階まで進展した。しかしながら、この計画は実現しなかった。中国国民政府が最終的には許可しなかったためと思われる。

金若山は1932年3月より、黄埔軍官学校の同期生である国民党の秘密組織藍衣社の滕杰と接触

し、朝鮮独立運動への支援を依頼している。藍衣社には「民族行動委員会」が設置され、同委員会には朝鮮、ベトナム、インド、ビルマなど被圧迫民族の独立運動を援助することを主要任務としていた(朴英姫 2001: 98)。朝鮮義勇隊の南洋派遣計画に「東方被圧迫民族の団結と抗日」の促進と書かれているのは、この藍衣社の方針に沿ったものであるとみることができる。ただし、藍衣社の最高目標は三民主義の徹底であったが、朝鮮義勇隊は三民主義を拒否し、朝鮮民族の自主的立場を捨てなかった。そのため、のちに藍衣社は朝鮮義勇隊の自主的な活動を阻止しようとすることになる。藍衣社の賀衷寒は、朝鮮義勇隊の管理行政が国民党政治部に委ねられた際には、藍衣社系の教導員を送り込み、その自由な活動を拘束しようと企てたという(鹿地 1962: 33)。朝鮮義勇隊の南洋派遣計画が実現しなかった背景には、こうした中国国民政府内の事情があったと考えられる。

一方、1941年12月の半ば、駐中英国大使館は中国国民政府宣伝部に、日本人の鹿地亘たち反戦同盟工作隊をシンガポールでの防衛戦のために派遣するように要請した。反戦同盟工作隊にはシンガポールで住民に対する宣伝をさせ、日本の第五縦隊による宣伝工作を相殺することが、要請の目的であった(『大公報』1942年1月21日付)。

反戦同盟はすでに中国国民政府により解散させられて、隊員は1941年8月より貴州鎮遠の軍政部捕虜收容所に收容されていた。反戦同盟は新四軍内にもグループをもっていたので、新四軍事件以降、活動を警戒されたためである。一方で、英国大使館のクラーク・カー大使(Archibald Clark Kerr)は、反戦同盟が解散された事実を十分知りながら、蒋介石に圧力をかけ、名目的に存在する反戦同盟に機会を与えようとした。カー大使は、武漢においてエドガー・スノー(Edgar Snow)の紹介で鹿地と会談し、日本人反戦運動に興味と同情を寄せつづけてきたという。また、日本の脅威が英国の南方権益に及ぶのを防ぐために蒋介石の抵抗を維持させようとし、そのためには国共合作や人民勢力の動員も避けがたいと考えていたためでもあった(鹿地 1962: 270-271)。

中国国民政府は反戦同盟を組織として回復させ

ずに、秘密裏に旧反戦同盟員から隊員を選抜して工作隊を結成しようとしたが、失敗した。選抜された旧反戦同盟員が、組織として総会を開いた上でないと協力しないと、派遣を拒否したためである。その後、旧反戦同盟員と英国側の努力により、12月には6名からなる工作隊が編成され、シンガポールへ派遣されることになった。

これに対し、中国国民政府は出発手続きを引き延ばして対抗した。そのうちに1942年3月、シンガポールが陥落したため、6名の派遣先はインドのニューデリーへと変更になったが、またしても、中国国民政府の妨害により中止となった（鹿地 1962: 271-278; 法政大学大原社会問題研究所編 1965: 154）。

中国国民政府は、反戦同盟の代わりに朝鮮義勇隊を推薦し、反戦同盟を再結成させることなく英国大使館の要請に応じた（鹿地 1962: 278）<sup>(10)</sup>。反戦同盟の代わりに朝鮮義勇隊が推薦された理由は定かではない。しかしながら、派遣されたのが組織としての朝鮮義勇隊ではなく、2名の隊員だったことから、中国国民政府は組織と相談してからでないと派遣を認めない反戦同盟の隊員よりも、単独で派遣可能でかつ日本語を用いた工作が可能な者として、朝鮮義勇隊員を選んだのだと推測される。

こうした経緯から、朝鮮民族革命党の金若山総書記により、1943年の春頃、崔省吾と周世敏の2名がカルカッタとアラカンに派遣された<sup>(11)</sup>。2名は前線で宣伝工作を行ない、その成績はとても良かったと評価された（国史編纂委員会編 2006: 33）。派遣当時、2名のうち1名のみが光復軍隊員であったようであるが、どちらがそうであったかは不明である。しかし、いずれにせよ、2名とも、1943年には朝鮮民族革命党員であることが確認できる。

2名は中国籍ではなかったため、旅券の発給をうけられなかった。したがって、かわりに外交部によって出国証明書が発給され、英国極東情報局職員名義で出国した（国史編纂委員会編 2006: 65-67）。光復軍からではなく、英国情報局職員としての派遣であった。しかし、2名は、三ヶ月ほどですぐに帰還してしまったという。インドでの生活が艱苦したためであるというが、詳細は明らか

になっていない。

以上、「印緬戦区工作隊」以前の派遣交渉に関していえることは、いずれも朝鮮民族革命党が交渉の主体となっていたということである。そして「印緬戦区工作隊」以前に、金若山によって2名の朝鮮義勇隊員が実際にインドへ派遣されたのであった。

### 3. 「印緬戦区工作隊」の派遣交渉

「印緬戦区工作隊」の派遣交渉は、やはり光復軍ではなく駐印英国軍と朝鮮民族革命党の間で始まった<sup>(12)</sup>。1943年の春に具体的な協定案が朝鮮民族革命党金若山と駐印英国軍代表コリン・マッケンジー（Colin Hercules Mackenzie）との間で協議された。隊の名称は、朝鮮民族革命党に由来する「朝鮮民族軍宣伝連絡単位」であった。1943年5月に両者の間で作成された協定案が残っている（国史編纂委員会編 2006: 3-5）。朝鮮民族革命党員はすでに光復軍に編入されていたが、光復軍ではなく朝鮮民族革命党として契約している。光復軍としての統一は中国国民政府と大韓民国臨時政府による形式的なものであり、実際には朝鮮民族革命党がより力をもっていたと推測される<sup>(13)</sup>。

英国軍と朝鮮民族革命党との契約に介入し、光復軍としての派遣という体裁を整えたのは、中国国民政府である。中国国民政府はすでに1942年5月に朝鮮義勇隊を光復軍に編入していた。そのため、当然に中国国民政府は朝鮮民族革命党単独での派遣ではなく、大韓民国臨時政府の軍隊である光復軍としての派遣を望んだ。また、これまで何度も朝鮮独立運動の統一を要求してきた中国国民政府は、朝鮮民族革命党単独での派遣によって、再び両党の対立が激化することを避けたかったことも考えられる。中国国民政府軍事委員会は、「光復軍総司令部からインド工作隊を派遣することを主張」し（国史編纂委員会編 2006: 11）、その結果、同年6月には新たに韓英軍事相互協定が締結された（金承学 1965: 333-334）。韓英軍事相互協定によって、派遣主体は朝鮮民族革命党から大韓民国臨時政府に、代表者は朝鮮民族革命党金若山から光復軍総司令李青天に、隊の名称は光復軍工作隊

に、それぞれ変更された。

協定書では、「大韓民国臨時政府は英国と合作し、対日戦闘を強力に遂行するために光復軍工作隊を駐印英国軍に派遣する」として、常駐代表1名をふくむ10名ないし25名の工作隊を、半年を一期として駐印英国軍に派遣することが規定された。派遣の継続は、双方の合意で延長できた。工作内容は「英国軍の対日作戦に呼応」し、対敵宣伝ならびに捕獲した敵文書の翻訳をふくむ。英国人が拿捕した朝鮮人捕虜を必要に応じて訓練できた。服装は、英国軍と同一の軍服を着用し、KNALU (Korean National Army Liaison Unit、韓国軍連絡隊) と記したバッジをつける。工作隊の派遣移転、送還などにかかる経費、ニューデリーに常駐する隊代表の一切の経費は、英国軍の負担となった(金承学 1965: 333-334)。

中国国民政府は、工作隊をあくまでも自身の統括下においておくことに注意を払った。中国国民政府は表面上、英韓間の相互協定として光復軍の自主性を保ちながらも、工作隊を必要ときに回収できるようにしたのである。第五項は、新たに「前項の任務遂行にあつて光復軍の必要によるか、あるいは英国軍の要求がある時は一部あるいは全部の人員を原隊復帰する」との内容に変更された。先述のように、光復軍の指揮権は1941年11月から中国国民政府軍事委員会が掌握していたのであるから、「光復軍の必要による」場合というのは、軍事委員会が必要と認めたとときも同様である。工作隊が英国軍に利用されたり、あるいは工作隊隊員が中国国民政府にとって不都合な行動を起こした場合に、いつでも工作隊を重慶に撤収させることができるということであった。変更前に金若山との間で作成された協定案では、同項は「前条の期限が満期になる前に、朝鮮民族革命党が必要と認めるときや英方の要求がある時には一部分あるいは全部の人員を調整交換できる」とあり、明確に工作隊の進退要求権限が朝鮮民族革命党から中国国民政府軍事委員会に移った<sup>(14)</sup>。

工作隊のメンバーは、光復軍総司令部において、英語と日本語に精通し、身体条件に適合した人物が選ばれ、中国国民政府軍事委員会から派遣された。文応国の証言によれば、英語に精通する隊員

は少なかったために、派遣される隊員は自ずと決まった。結果、隊長韓志成、副隊長文応国、隊員崔俸鎮(崔相哲)、宋哲、朴永晋、金尚俊、羅東奎、金成浩、李英秀<sup>(15)</sup>の9名が「印緬戦区工作隊」隊員となった。なお、文応国は、証言で1945年になってから金九が安原生を送ってきたと言い、また、安原生は1945年に東南アジア戦区司令部に配属されたとの記述もある(独立運動史編纂委員会編 1979: 483) ことから、安原生をふくめ10名ということもできる。しかし、おもに工作隊が活躍したのは、後述のようにインパール作戦であり、その後は準備段階において終戦を迎えたことから、「印緬戦区工作隊」は9名であったと考えるのが妥当であろう。9名のうち、韓志成、李英秀の2名が第一支隊出身で民族革命党員、残りの7名は第二支隊の出身で韓国独立党員、安原生は総司令部の出身である(独立運動史編纂委員会編 1979: 477-478)。当初の協定書の締結者が民族革命党の金若山であったことを考えると、大半が韓国独立党員であることの理由は不明である。しかし、文応国証言によれば、韓国独立党の7名は現地にて韓志成の工作により、全員が民族革命党員になった(資料調査室編 1986: 111)。

中国国民政府軍事委員会が「印緬戦区工作隊」を許可したため、同隊は派遣されたが、蒋介石は、派遣を知らなかったのであり、また知っていたら派遣には賛成しなかったと思われる。蒋介石はすでに同隊が派遣された後の1944年1月に、1943年5月に締結された金若山とコリン・マッケンジーによる工作隊の派遣協定に対し、「このことは絶対に賛成しない、話す前に許可することは、絶対に常識的行動ではない」(公安部档案館編注 1991: 403-404) と話し、蒋介石の許可を経ずに軍事委員会が派遣を実行したことを注意した<sup>(16)</sup>。ゆえに、軍事委員会は以降、後述のように「印緬戦区工作隊」は第一期をもって早急に帰還させようとし、工作隊の追加派遣に関しては認めない立場をとるようになる。

工作隊が派遣されたのは、1942年の6月から8月の間にかけてである<sup>(17)</sup>。私服にて重慶から民間の航空機でインドのカルカッタへ行き、カルカッタで軍服やバッジをつけたあと訓練教育をう

けるため、ニューデリーに移動した。韓志成は、9月9日にニューデリーに行って英国軍と協議した結果、インドでの工作期限を半年とし、成績をみてから滞在期限の延長可否を決めることを決定した(国史編纂委員会編 2006: 33)。ニューデリーにおいて隊員たちは一ヶ月余りにわたって訓練教育をうけたが、その主要科目は、日本語放送、文書翻訳、ビラ作成であった。訓練終了後、再びカルカッタへ移動し、今度は所属する GSIK の第 201 部隊と合同訓練に入った(独立運動史編纂委員会編 1979: 478)。カルカッタに移動したのは 11 月の上旬頃であり、韓志成、文応国、朴永晋、金尚俊、羅東奎、金成浩、李英秀の 7 名であった。宋哲は、デリーに残って前線放送仕事を練習することとなった。崔俸鎮については、不明である(国史編纂委員会編 2006: 46)。

工作隊は、同部隊において対敵放送、各文書翻訳、ビラ作成、捕虜審問などの任務を担当することになり、第 201 部隊本部には韓志成、金成浩、朴永晋が、GSIK にはカルカッタで日本語放送を担当するために宋哲、崔俸鎮が配属になり、英国軍第 17 師団司令部のあるビルマのティティムには、文応国、金尚俊、羅東奎が配置された。その後、1944 年には全員がインパールに集結し、野戦部隊である第 15 軍に派遣された(独立運動史編纂委員会編 1979: 479-480)。彼らが「派遣されて以来はじめて参戦したのがインパール作戦」であり、ここで工作隊は「実力を十分に発揮し、連合軍から高い評価を受けた」という。

彼らはその後、カルカッタへ戻り一ヶ月休息をとったあと、再整備訓練をうけてからビルマのアセム州チッタゴンへ移動した。後述するが、韓志成が妻の旅券発給および隊員の追加派遣交渉のために重慶に戻ったのは、この一ヶ月の休息期間中であったのであろう。1945 年になると、韓志成、朴永晋、金成浩はビルマ中北部より、崔俸鎮、金尚俊、李英秀はビルマ中部より、文応国、宋哲は海上より、首都ラングーンを目標に進撃する上陸作戦に参戦することになり、それぞれの場所に配置された。一方、安原生は、東南アジア戦区司令部へ配属され、羅東奎は、重慶総司令部に戻った。同年 7 月には、彼らは「新たな作戦に参加」する

ため、カルカッタに集結していたが、そこで日本の敗戦を聞いた。

英国軍東南アジア戦区司令部は、敗戦後も工作隊がインドに残り、戦後捕虜処理問題などに協力することを要請した。しかし、光復軍総司令部の命令をうけて、全員が 1945 年 9 月 10 日、重慶へ戻った<sup>(18)</sup>。

#### 4. 「印緬戦区工作隊」の追加派遣問題

英国軍はその後、第二隊の派遣を要請した。第二隊の派遣は英国大使館のアンドリュー秘書(Findlay Andrew)を經由して協議され、ホワイトハウスという名の少佐が重慶に来た際に朝鮮民族革命党に属する 16 名を選定したのち、中国国民政府軍事委員会に承認を求めてきた。英国軍が選定した隊員がすべて朝鮮民族革命党員であったことから、第二隊の派遣に関しても、民族革命党と英国軍の間で先に話が進んでいたと推測される。16 名というのは、すでに派遣されている 9 名と合わせ、協定書で規定された 25 名にする予定であったと思われる(国史編纂委員会編 2006: 103-105)。第二隊の 16 名の選定に際しても、どちらの党から選出するかは重要な問題であった。中国国民政府としては、光復軍としての派遣を望み、また両党の争いを避けるために各党から平等に隊員を選抜する必要があった。1943 年 10 月 5 日の記録によれば、第二隊に選定された全員が民族革命党員であったことをうけ、何応欽は、「金九と金若山の部下からそれぞれ半数を選定し、公平妥当なことを示」し、「同時に光復軍に編入しなければならない」ことを主張した。一方の韓国独立党は、朝鮮民族革命党員に対して「外交部に旅券の発給を停止するよう要求して、民族革命党に対抗」した(国史編纂委員会編 2006: 44, 36-38)。

その後、英印軍副総司令官ハートリー(Alan Hartley)が、16 名の派遣を再度要求してきたが、1943 年 11 月 11 日には中国国民政府軍事委員会から外交部宛に、軍事委員会では当面派遣しないことを決定したことが伝えられた。第二隊は結局、派遣されることがなかった。

蒋介石軍事委員会委員長が、工作隊の派遣には

反対であった。中国国民政府軍事委員会が経過状況を蔣介石に報告するや、「どうしてこのように政治環境が分からないのかなどの理由」により反対をされたため、派遣の継続に対して軍事委員会は、「婉曲的に断り、考え中との返信をした」（編著者不明 1945）。

蔣介石は、英国とは関係を悪化させず、かつ深化させないといった距離を保ちたかっと思われる。蔣介石は日本を打倒し、戦後講和会議に参加するためには米英ソと手を組む必要があると考えていた。一方で、蔣介石は英国のインドおよびビルマなどへの植民地支配には反対であった。植民地支配に対しては、米国のフランクリン・ルーズベルト大統領（Franklin D. Roosevelt）とは利害が一致していたこともあり、中米同盟は望んでも中英同盟の提案には応じなかった（段瑞聡 2012）。また、安全保障上も、インドとの関係を良好に保つ必要があった。1942年に、蔣介石は英印関係調停のため、インドを訪問したが、それは、もし英印関係が決裂し、中国も英国に追随してインドと対立することになった場合、インドが絶望し日本に寝返ってしまうことを恐れていたためでもあった（段瑞聡 2010）。

中国国民政府は、すでに派遣されてしまった「印緬戦区工作隊」については、その後の動向に関して常に慎重になった。工作隊が派遣されて間もない1943年10月20日には、隊員の行動を随時監視し報告するよう、ニューデリーの駐印専員公署とカルカッタ総領事館に電報を送った。駐印専員公署では、「日常的に同隊と密接な接触を維持し、英国側の利用を受けまいよう」にし、関連する情報は随時外交部に報告した（国史編纂委員会編 2006: 43）<sup>19)</sup>。

第二隊の派遣をしないことが決まってからは、外交部は、駐印専員公署に向けて、工作隊に関連する報告に関しては「英国側の検査を免れるため外交郵袋を利用する」ようにとの手紙を出した（国史編纂委員会編 2006: 49-51）。

中国国民政府は、「印緬戦区工作隊」の9名を派遣しはしたものの、その後は一刻もはやく同隊を重慶へ撤収させたかっと思われる。1944年2月には、工作隊の工作期限が満期になること

を好機として、軍事委員会では彼らを「帰還させ訓練をさせ」という名目で、外交部、ニューデリーの駐印専員公署に帰国を催促するよう命じた（国史編纂委員会編 2006: 87-88）。しかし、工作隊はすでにニューデリーを離れ、カルカッタに移動していたため、実現しなかった。その後、カルカッタ総領事館が報告した韓志成の話によれば、工作隊は1944年の8月に工作が終わるとのことであったので、軍事委員会は、今度は8月に帰国するよう催促した。しかし、羅東奎一名だけが重慶に戻ることが決まった<sup>20)</sup>。羅東奎は、7月31日に重慶に戻り、臨時政府および光復軍総司令部に活動内容を報告し、朝鮮人青年などに対しては、「インド戦線に行き「同盟国作戦に参加すること」を要求したという（国史編纂委員会編 2006: 10）。

1944年には、連合軍東南アジア最高司令官マウントバッテン（Louis Mountbatten）が韓国軍隊連絡隊を25名に強化することを要請してきた。中国国民政府軍事委員会としては、何応欽軍事委員会参謀総長に以下の二原則でもって対応するよう指示した。第一に、何応欽が金若山の同意を取り付けた後、英国側に「印緬戦区工作隊」は光復軍の整備に必要な人物であると答え、もとの期限通り撤回を求める。ただし、中韓の双方が英国の計画を助けるため、すぐに別の中韓補助人員を選び、前線で工作させる。第二に、英国側が万一、1943年の韓英軍事相互協定に固執し派遣を要請するならば、我々が一步後退する。まず一部分の隊員の撤回を求めたのち、改めて我々の厳密な訓練を受けた信頼のできる人物を派遣するという対応である（国史編纂委員会編 2006: 101-102）。1944年の8月には、以上の原則に従い、蔣介石からマウントバッテン司令官へ返信がなされた。

つまり、中英関係を悪化させることなく、工作隊をこれ以上派遣しないための対応であった。なお、光復軍が軍の整備を控えているというのは、口実である。中国国民政府が光復軍の整備のためによく動き出すのは、少なくとも1945年1月に入ってからであり、それまでは真剣に検討されなかった（黄紹美 1945）。マウントバッテン司令官は数回にわたり人員の追加派遣を要求したが、軍事委員会では、先述の蔣介石委員長の指示に照

らし、婉曲的に断った（編著者不明 1945）。

一方、韓志成は1944年12月16日に重慶に戻り、インドでの職務について中国国民政府に報告を行なった。韓志成は、妻の安錦生を連れてすぐにインドに戻って工作することを主張し、普通外国人居留民出国旅券の発行を要求した。この件に関しても、「戦時外国人居留民の行動は、軍事に大いに影響する」として慎重な検討がなされた（国史編纂委員会編 2006: 108-110）。

マウントバッテン司令官の数回にわたる派遣要請が実現しなかったため、韓志成は、重慶に戻ると、臨時政府と協力して人員の派遣を要求した<sup>(21)</sup>。光復軍の活動を本格的に検討しない中国国民政府よりも、実際に派遣を要請してくる英国軍に活路を見いだしたものと思われる。今度は、一致団結して臨時政府と協力する作戦に出た（国史編纂委員会編 2006: 16）。中国側の認識によれば、韓志成は、「重慶に戻ってから、驚いたことに我が党、軍、政が相互に連携できていないという欠点を利用し、いたる所で朝鮮人のインドへの派遣継続を要求した。臨時政府側も、ただ中国国民政府の指揮下に甘んじていたわけではない。中国国民政府の各機関の連携の欠如を利用し、要求を通そうとしたのである。中国国民政府軍事委員会は、中央党本部と密接に連携をとり、行動を一致させるという対策について話し合った。「委員長の意向を護身府」として「政府の厳正な立場を計」という方針のもと派遣に対する許可を与えないようにしたのである（編著者不明 1945）。

臨時政府の金九は、中国国民政府軍事委員会に対し手紙で、臨時政府から9名を派遣しインドで工作するために旅券を発給してくれるよう要求した。この件を軍事委員会が蒋介石委員長に報告すると、1945年3月28日、委員長侍従室からは、9人のうち5名のみを派遣を許可すると回答があった。趙志英、李秉勳、陳嘉明、黃民の4名は、「当分の間、光復軍訓練班に残留し、服務するように」として、派遣が許可されず、王英哉、陳春浩、呂正淳、胡建、金斌の5名だけが、インドでの工作を許可された（国史編纂委員会編 2006: 44）。

5名が追加派遣されることとなったが、臨時政

府当局は、今後も継続して派遣を交渉する作戦であった（国史編纂委員会編 2006: 16）。5名の追加派遣は、旅券発給の手続きまでは進んだようである。しかし、結局、ビルマ作戦の終結により中断した（独立運動史編纂委員会編 1979: 484）。

## おわりに

インドおよびビルマへの工作隊派遣交渉は、光復軍による「印緬戦区工作隊」の派遣前後にも数回行なわれたが、一貫してすべて朝鮮民族革命党と英国軍の間でなされた。「印緬戦区工作隊」の派遣交渉は、光復軍ではなく朝鮮民族革命党が主体となって行なっていたのである。大韓民国臨時政府の流れを汲む韓国独立党は、旅券の発給を停止させようと試みるなどして、かえって工作隊の派遣を妨げようとした。両党が協力して、光復軍として交渉したのではなかった。

しかし、「印緬戦区工作隊」は中国国民政府の要請により、実際には光復軍として派遣された。朝鮮民族革命党による「朝鮮民族軍宣伝連絡単位」は、中国国民政府軍事委員会の要請で新たに締結し直された韓英軍事相互協定により、光復軍からの「印緬戦区工作隊」の派遣に変わった。また、韓英軍事相互協定第五項によって、工作隊は暗に軍事委員会が必要な時に撤回させることができるように変更された。

「印緬戦区工作隊」の派遣は最小限に留められた。第一隊の派遣は軍事委員会によって許可されたが、蒋介石は把握していなかった。蒋介石が工作隊派遣の事実を知ってからは、軍事委員会でもすでに派遣された工作隊については速やかな撤回を求め、それ以上の派遣は許可しなくなった。英国軍からの度重なる追加派遣の要請に関しては、光復軍の整備を口実に引き延ばされた。連合国との協力関係上、表面上は英国の対日戦争に協力する姿勢を示しながらも、できるだけ工作隊を派遣させないような交渉が行なわれたのである。また、妥協して追加派遣を行なう際には、中国側が都合のよい隊員だけを選び、その他は光復軍に従事させるという口実をもって派遣させなかった。

蒋介石が工作隊の派遣を不快として第二隊の派

「印緬戦区工作隊」派遣関連年表

1941年5月	朝鮮義勇隊の南洋派遣計画	実現せず
1942年12月	英国大使館から日本人反戦同盟に対し、工作隊の派遣要請	中国国民政府の妨害により中止。代わりに朝鮮民族革命党隊員（2名）が英国情報局職員としてインドに派遣される。3ヶ月ほどで帰還
1943年5月	英国軍と朝鮮民族革命党の間で「朝鮮民族軍宣伝連絡単位」派遣の協定案が作成される	中国国民政府により、韓英軍事相互協定に変更される
1943年6月	英国軍と光復軍の間で「韓英軍事相互協定」締結	光復軍から「印緬戦区工作隊」（9名）が派遣される。1945年9月に帰還
1943年9月～11月	英国軍から第二隊（朝鮮民族革命党員16名）の派遣要請	中国国民政府の反対により実現せず
1944年7月～8月	英国軍から工作隊の25名への増員要請	中国国民政府の反対により実現せず
1945年3月	中国国民政府、臨時政府が要請した9名のうち5名のみ追加派遣を許可	ビルマ作戦の終了により実現せず

遣を許可しなかった理由は定かではない。しかし当時の蒋介石の対英国観から推測すると、中国国民政府は、「印緬戦区工作隊」の拡充により、光復軍自体が中国国民政府のもとを離れ英国軍に從属してしまうこと、および隊員が中国政府にとって不都合な政治活動を展開することを恐れたためではないかと思われる。

一方で、英国軍は数回にわたり派遣を催促した。そして、「印緬戦区工作隊」が光復軍として派遣されたにもかかわらず、その後も英国との交渉は朝鮮民族革命党が行ない続けていた。中国国民政府の三民主義を拒否し、自主的な活動を妨害されていた朝鮮民族革命党であるが、依然として独自に活動を続けていたことが考えられる。ゆえに今後は、朝鮮民族革命党と韓国独立党の関係について、再検討していくことが必要であると思われる。

また、韓国側も中国国民政府間の連携の欠如という欠点を利用する形で、追加派遣を粘り強く要求しつづけた。結果、中国側の妥協により5名の追加派遣が認められた。しかし、先に英国軍の作戦終了を迎えたために、5名は実際に派遣されることはなかった。結局、「印緬戦区工作隊」は、実際には中国国民政府の牽制をうけ、第一隊の9名が派遣されて終了したのであった。

朝鮮民族革命党と英国軍の間で契約されたインドおよびビルマへの工作隊派遣は、中国国民政府により光復軍としての派遣に変更されたのであった。そして、実際には工作隊の派遣は光復軍によ

るものとして行なわれた。そのため戦後の大韓民国において、「印緬戦区工作隊」派遣は大韓民国臨時政府の軍隊である光復軍の主要な業績として、今日まで重要視されてきたのである。

#### 〈参考文献〉

（日本語）

- 青山和夫 1972. 『反戦政略——中国からみた日本 戦前・戦中・戦後』東京、三崎書房。
- 鹿地亘 1962. 『日本兵士の反戦運動Ⅱ』東京、同成社。
- 梶村秀樹訳注 1973. 『白凡逸志——金九自叙伝』東京、平凡社。
- 姜萬吉編 2005. 『朝鮮民族解放運動の歴史——平和的統一への模索』東京、法政大学出版局。
- 司法省刑事局編 1972. 『思想月報』復刻版（第33号、昭和12年3月）、東京、文生書院、369-376ページ。
- 社会問題資料研究会編 1976. 『思想情勢視察報告集（其の二）中華民国在留不逞鮮人の昭和十一年二月以降の動静（思想研究資料特輯第36号）』東京、東洋文化社。
- 徐大肅著、金進訳 1970. 『朝鮮共産主義運動史1918-1948年』東京、コリア評論社。
- 鐸木昌之 1984. 「忘れられた共産主義者たち——北朝鮮独立同盟をめぐって」『法学研究』第57巻第4号、東京、慶應義塾大学法学研究会、27-64ページ。
- 鐸木昌之 1989. 「朝鮮民族解放運動をめぐる国際関係——中国共産党および中国政府を中心に」中村勝範編著『近代日本政治の諸相——時代による展開と考察』東京、慶応通信、313-337ページ。
- 段瑞聡 2010. 「一九四二年蒋介石のインド訪問」『中国研究』第3号、東京、慶應義塾大学日吉紀要刊行委員会、111-145ページ。

段瑞聰 2012. 「太平洋戦争前期における蒋介石の戦後構想(1941-1943年)」『中国研究』第5号、東京、慶應義塾大学日吉紀要刊行委員会、174(29)-202(1) ページ。  
 内務省警保局保安課編 1972. 『社会運動の状況 8 昭和十一年』復刻版、東京、三一書房。  
 内務省警保局保安課編 1973a. 『特高月報』復刻版(1941年1月分)、東京、政経出版社。  
 内務省警保局保安課編 1973b. 『特高月報』復刻版(1943年1月分)、東京、政経出版社。  
 法政大学大原社会問題研究所編 1965. 『太平洋戦争下の労働運動』東京、労働旬報社。  
 三橋広夫訳 2005. 『韓国の中学校歴史教科書——中学校国定国史』東京、明石書店。

(韓国語)

국사편찬위원회편집 [国史編纂委員會編] 2006. 『대한민국임시정부자료집 12 한국광복군Ⅲ』과천시, 국사편찬위원회.  
 金光載 2002. 「朝鮮民族革命黨의연합국과의합작활동」洪景萬教授停年紀念韓國史學論叢刊行委員會編『洪景萬教授停年紀念韓國史學論叢』서울, 景仁文化社, pp. 441-463.  
 김광재, 한국독립운동사편찬위원회편집 [キム・クァンジェ] 2007. 『한국광복군』서울, 독립기념관 한국독립운동사연구소.  
 金承學編 [金承學編] 1965. 『韓國獨立史』서울, 獨立文化社.  
 독립운동사편찬위원회편집 [獨立運動史編纂委員會編] 1979. 『독립군전투사 (하)』서울, 독립운동사사업기금운용위원회.  
 박민영 [박・미영] 2009. 「한국광복군인緬甸戰區工作隊연구」『한국독립운동사연구』제 33 집, 서울, 독립기념관 한국독립운동사연구소, pp. 143-184.  
 李延馥 1989. 「大韓民國臨時政府의軍事活動」『한국독립운동사연구』제 3 집, 서울, 독립기념관 한국독립운동사연구소, pp. 485-519.  
 李鉉淙 1975. 「光復軍聯絡隊의印度派遣과活動狀況」『亞細亞學報』第 11 輯, 서울, 亞細亞學術研究會, pp. 77-103.  
 李炫熙 1982. 『大韓民國臨時政府史』서울, 集文堂.  
 資料調査室編 1986. 『韓國獨立運動證言資料集』서울, 韓國精神文化研究院.  
 秋憲樹 1975. 「中日戰爭과臨政의軍事活動」『亞細亞學報』第 11 輯, 서울, 亞細亞學術研究會, pp. 9-34.  
 韓詩俊 1993. 『韓國光復軍研究』서울, 一潮閣.

(中国語)

大公報 1942. 「日俘赴南洋 應英方邀作民衆宣傳」『大公報』第三版, 重慶, 1942年1月21日付。

公安部档案馆編注 [公安部档案馆編注] 1991. 『在蒋介石身边八年——侍从室高级幕僚唐纵日记』北京, 群众出版社。  
 胡春惠 [胡春惠] 1976. 『韓國獨立運動在中國』臺北, 中華民國史料研究中心。  
 梁敬鎔 1973. 『開羅會議』臺北, 臺灣商務印書館。  
 朴英姬 [朴英姬] 2001. 『朝鮮民族革命黨研究: 1935-1945年』沈阳, 辽宁民族出版社。  
 石源华編著 [石源華編著] 1995. 『韩国独立运动与中国(1919-1945)』上海, 上海人民出版社。  
 中央研究院近代史研究所編 [中央研究院近代史研究所編] 1988. 『國民政府與韓國獨立運動史料』台北, 中央研究院近代史研究所。

中国国民党文化傳播委員會党史館所藏档案

編著者不明 1945. 「關於韓國光復軍各項亟待商洽之問題」1945年、日月等不明、特 16/3.24。  
 黃紹美 [黃紹美] 1945. 「韓國光復軍過去之經驗及今後發展之方針」1945年1月15日、特 16/3.50。

- (1) 「印緬戰區工作隊」は、英国軍の要請により1943年夏にインドに派遣された9名からなる工作隊である。2年後の1945年9月に重慶の光復軍総司令部に全員復帰した(韓詩俊 1993: 271)。
- (2) 中学校国定国史教科書にも同様に、「(光復軍は)遠くインドやミャンマー(ビルマ)戦線にまで進んでイギリス軍とともに対日戦闘に参加した。特に、韓国光復軍は敵の後方を攪乱するなどさまざまな特殊戦で成果を収めた」(三橋 2005: 281)と記されている。
- (3) 光復軍が本格的に組織されなかった理由として、胡春恵は光復軍の隊員の人数不足を指摘している(胡春恵 1976: 171)。
- (4) 中国国民政府の朝鮮民族解放運動に対する支援については、鐸木(1989)を参照のこと。
- (5) 韓国独立党の金九は、民族主義者であり、1932年の桜田門事件、上海天長節爆弾事件などのテロ活動を認められ、中国国民政府の支援を受けることになった(司法部刑事局編 1972: 373-376)。一方、朝鮮民族革命党の金若山は1920年4月以来、朝鮮共産党再建同盟の教養機関として「レーニン主義政治学校」を設置するなど、もともとは共産主義的傾向が強かった。しかし1925年には黄埔軍官学校訓練生として入所し、闘争路線を変更。満洲事変後には、中国官民の「抗日意識」を利用し、同じく中国国民政府の支援を受けることになった(内務省警保局保安課編 1972: 1582)。だが、その後も「外面は民族革命を主張、内心はマルクス主義を信仰」し続けていたという(中央研究院近代史研究所編 1988: 182-183; 公安部档案馆

- 編注 1991: 272)。両者の対立は激しく、1938年5月7日には、重慶に至る途中に滞在した長沙にて、民族主義系の三党が党の合併について商議していた際に、突然暴徒が乗り込み銃を乱射し、金九を含む四名が重傷を負うという事件が起きた（梶村訳注 1973: 290-292; 中央研究院近代史研究所編 1988: 9-10)。この事件の詳細は不明だが、原因は派閥対立にあり、朝鮮民族革命党が関与したといわれる。その後も1939年8月27日に中国国民政府主導で兩大大党を含む七党統一会議が開かれ、韓国独立運動勢力の統一が試みられたが、結局失敗に終わった（中央研究院近代史研究所編 1988: 15-28)。
- (6) 「中国は一方では金九を、一方では金若山を援助している。彼らは中国のお金を手にし、革命に用いず、党派争いに用い、韓国革命界は次第に混乱状態に陥っている」状態であったという（中央研究院近代史研究所編 1988: 189-190)。金若山の朝鮮民族革命党は、朝鮮義勇隊として光復軍よりも先に活動しており、組織としてはより強力であった。しかし、中国国民政府の支援を受けることになった後も、延安との連絡を継続していたこと（公安部档案館編注 1991: 272)、中国国民政府の三民主義を拒否したこと（青山 1972: 135) から、中国国民政府の反感を買っていた。一方で、金九は「強情で、腐敗していて、革命は成功が望みがた」かった（公安部档案館編注 1991: 308) が、「三民主義をもじった三自主義」をスローガンにしていたこと（青山 1972: 135) が、中国国民政府に好意的に受けとられていた。ゆえに、中国国民政府は当初、金九と金若山のどちらを支援するとも決めかね、両方を支援していた。
- (7) 義勇隊は韓国政府にも属さない民衆団体であり、単なる非武装の政治宣伝団体にすぎない、ゆえに国家政府の基本国軍である光復軍を別に組織するべきであるというのが、臨時政府側の主張であった（内務省警保局保安課編 1973a: 102)。
- (8) 1940年末から1941年初めにかけて、華北に進出し中国共産党のもとへと去っていった隊員は、朝鮮義勇隊の兵力のおよそ80パーセントだったという（姜萬吉 2005: 273)。洛陽にいた第一支隊員は全員北上したため、その後は第三支隊員が第一支隊を兼務することになり、また老河口にいた第二支隊員と合わせても、残留隊員はおそらく十数名に過ぎなかったとみられる（内務省警保局保安課編 1973b: 95)。一説によれば、残留隊員は「病人あるいは弱者」であった（中央研究院近代史研究所編 1988: 294)。北上した残留隊員との交流はその後も続き、1942年4月には重慶の朝鮮義勇隊が延安と電信のやりとりをしていることが、中国国民政府の目に触れている（公安部档案館編注 1991: 272)。
- (9) 韓志成は中央政治学校大学部を卒業後、前衛同盟の中央幹部を経て、朝鮮義勇隊では外務主任となった。後述のように、「印緬戦区工作隊」では隊長を務めた。
- (10) 1942年10月中旬に、英印政府が中国国民政府国際問題研究所の王芃生を通じて朝鮮人独立運動家のインドへの工作員派遣を要請している（国史編纂委員会編 2006: 44, 36-38; 2006: 61-64)。
- (11) 周世敏は1933年5月頃、朝鮮民族革命党員金壽吉の工作をうけて、満洲（現在の中国東北部）から南京に来た（社会問題資料研究会編 1976: 23)。南京で金若山率いる第二期義烈団幹部訓練班および南京陸軍中央軍官学校洛陽分校を卒業し、1936年3月に藍衣社秘密幹部訓練所に入所した（社会問題資料研究会編 1976: 433)。光復軍においては、民族革命党系の第一支隊に属した。崔省吾は上海東甫医学院を卒業後、大韓民国臨時議政院の秘書を務めた。
- (12) 文応国の証言によれば、重慶では英国大使館関係者に、高時福たちが毎日一時間ずつ朝鮮語を教えていた。朝鮮語の講義を通じて、重慶に滞在していた朝鮮独立運動家たちは英国大使館と独自の関係を持ちはじめた模様である。日本軍によりビルマルトが塞がれるようになったときに、インドに遠征する話をもちかけられたという。最初は、安重根の弟安恭根の息子である安偶生が、「何名かをインドへ送りたいがどうか」と言われたが、「安偶生氏は学者タイプ」であったので、安偶生の兄弟である安錦生の夫であった韓志成が行くことになったという（資料調査室編 1986: 110)。
- (13) 光復軍の成立よりもさきに、朝鮮義勇隊として宣伝工作活動を行っていたのも、朝鮮民族革命党である。民族革命党がより強力であった理由として、金九よりも金若山の方が理論的に定立し、若者に対する統率力が高かったことが考えられる。金九のもとには、重慶に移動する以前にも、金九の愛国心を崇拜し、多くの「熱血に溢れた」学生たちが彼のもとに集まった。しかし、金九は「無定見にて指導原理確立」しないため、「無意味に時日を徒費」すると感じ、彼のもとを去っていく学生たちもいた（司法省刑事局編 1972: 369-373)。金若山の義勇隊の隊員の多くが北上したあとも、「理論的に定立していた」のは、朝鮮民族革命党の若い人たちであったという（資料調査室編 1986: 106)。後述のように、「印緬戦区工作隊」の隊員たちも、韓志成の工作により、のちに全員朝鮮民族革命党に加入したことは、朝鮮民族革命党の組織力を典型的に示している。
- (14) 国史編纂委員会編（2006) および最近の先行研究の多くは、朝鮮民族革命党と締結された協定書計画のみを採用し、臨時政府との協定案を掲載しない。

- 光復軍の業績を強調するならば、臨時政府との協定を採用すべきであるが、おそらく軍事委員会に進退権限が移行したことを憂慮して、民族革命党との当初の協定案のみを掲載している。たとえば、李延馥は、「前後事情を見て金若山のものを訳した」と記している（李延馥 1989: 511）。
- (15) 中国側の名簿には王現徳と記されているが、のち李英秀に交替になったと思われる。
- (16) 蔣介石が反対を表明するまでに半年以上かかっているが、公安部档案馆編注（1991: 403-404）には、蔣介石が激怒したのは1943年5月の協定に対してであることが明記されている。石源華（1995: 454）には1943年12月に金若山とコリン・マッケンジーとの間で締結されたとされる協定が紹介されているが、1943年5月の協定の誤記ではないかと推測される。石源華（1995）には、1943年5月の協定に関する記述が欠けていること、石源華（1995）が紹介する1943年12月の協定の内容が1943年5月の協定に類似していることによる。また、朴英姫（2001）も巻末の年表で1943年12月の協定を記載している。しかし、朴英姫（2001）が石源華（1995）を参照していること、本文中ではまったく同協定について取り扱っていないことなどから、こちらも誤記であると推測した。
- (17) 明確な派遣時期は不明である。中国側一部書簡では、6月の時点で「すでに派遣した」とあるのに対し、韓志成によれば、8月、韓国の最も遅い史料では9月下旬とあるが、9月9日に韓志成がニューデリーへ移動したことから、ここでは6～8月には移動したと推測した。
- (18) 以上、現地での工作隊の行動については、独立運動史編纂委員会編（1979）を参考にした。
- (19) 「英国側の利用を受け」ることが、具体的に何を指すかは不明である。ただ、中国国民政府が光復軍を支援したのは、光復軍が大韓民国臨時政府の正規軍であることが重要であったためである。そして先述のように、光復軍の組織的な活動については検討していなかった。そのため、工作隊が英国軍のもとに活動規模を拡大すれば、光復軍自体が英国軍の指揮下に入ってしまうことを恐れていたのではないかと推測される。
- (20) 羅東奎の帰還は、病気のためであった（独立運動史編纂委員会編 1979: 483）。
- (21) 英国軍は工作隊との間において、インド工作期間内の隊員の移動は、必ず工作隊の承認を経てからでないと行なわないと契約した。このことを韓志成は「英国と我々朝鮮両民族間」に「平等互惠の関係を勝ち取」った「特筆するに値する歴史的事実」と表現する。「平等互惠」であることを強調していることから、英国軍による工作隊に対する待遇は、中国国民政府による待遇よりも好条件であったと思われる。韓志成はまた、「印緬戦区工作隊」の派遣が、およそ40年間中断してきた韓英関係の再構築という意味をもつとらえていた。そして、工作隊の派遣が英国による大韓民国臨時政府承認の契機となることを目指していた（国史編纂委員会編 2006: 11）。一方で、英国軍は「印緬戦区工作隊」を大韓民国臨時政府と関連づけてはいなかったと推測する。その理由としては、本論で述べてきたように、英国軍は工作隊派遣の契約はすべて当初は朝鮮民族革命党に要請しており、大韓民国臨時政府の光復軍を意識してはいなかったこと、また、インド独立問題を抱える英国は、戦後の朝鮮即時独立に反対していたこと（梁敬鎔 1973: 139-145）などが考えられる。